

新たな事業再構築のための法制度 の方向性（案）に対する意見

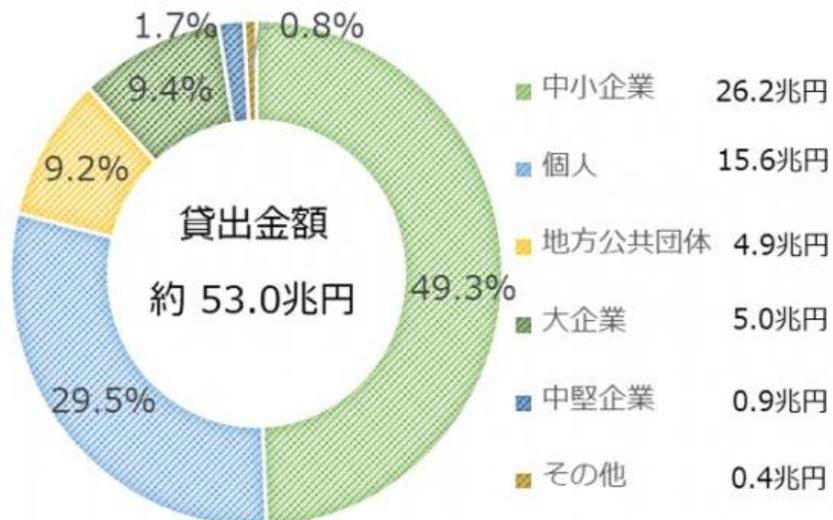
2024年8月22日

一般社団法人 第二地方銀行協会
(株式会社 名古屋銀行)

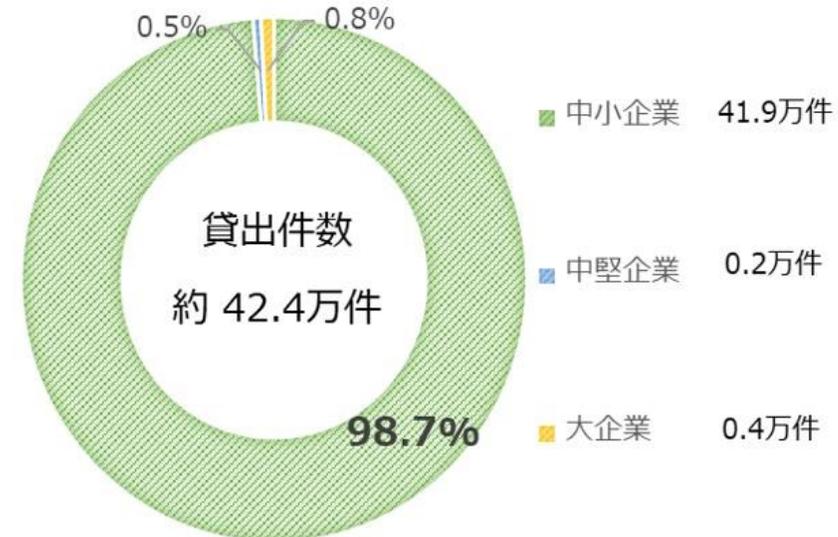
0. 会員行の現況

- 第二地方銀行協会に加盟する会員行は、旧相互銀行から普通銀行に転換した地方銀行で、2024年8月1日現在、37行が加盟
- 会員行の貸出先の約半数が「中小企業」であり、法人貸出に占める中小企業の割合は、99%を占めている(下図参照)

【貸出先別貸出金残高構成(2023年3月末)】



【法人貸出に占める中小企業の割合(2023年3月末)】



1. 総論（新たな事業再構築のための制度創設に対する考え）

- コロナ禍から社会経済活動の正常化が進み、経営改善・事業再生の必要性が高まっており、公平性・透明性が確保され、少額債権者の権利が確りと保護されることを前提として、新たな事業再構築のための制度の創設に異論はない。
- 具体的な制度としては、裁判所と指定法人が適切に関与することにより、モラルハザードの防止等が図られ、ステークホルダーに安心感を与えるものとする
- 本制度が効果的に活用されるためには、事業再生ADR等、既存の再生スキームとの関係を整理し、新たな制度創設の必要性・意義を明確にすることが必要

2. 制度設計に対する意見（各論 1/4）

（少額債権者／反対債権者の保護）

- 本制度は、多数決により債権者の権利変更を可能とする制度であることから、十分な少額債権者の保護が必要（再建計画案の決議については、後掲参照）
- 反対債権者の保護の観点から、「債権の買取請求権」等の措置を設けることも考えられる

（「事業再構築」の定義）

- 「事業再構築」の対象となる事業について、新分野展開等、収益性の向上のための諸事業が想定されているが、事業再生の実態を踏まえ、事業者・債権者の双方に分かりやすいものとすべき

（対象債権）

- 権利変更の対象となり得る「対象債権」について、債権者平等の原則と迅速な事業再生の実現の両面を踏まえ、客観的で明確な基準を定めるべき
- 既存の準則型私的整理の手続き、商事債権者の連鎖倒産の可能性等を踏まえると、金融債権に限定することが考えられる
その場合、債権者間の公平性を考慮した制度設計が必要

2. 制度設計に対する意見（各論 2/4）

（担保債権の範囲／担保評価）

- 担保付債権の権利変更の対象については、担保割れ部分を含む、非保全部分とするのが、一般的
- その場合、担保評価が極めて重要となることから、裁判所が指定する第三者による関与など、恣意性が排除できる仕組みが必要

（再建計画案の決議）

- 少額債権者保護の観点から、一定の債権額を有する債権者の賛成とともに、賛成する債権者の人数、基準、いわゆる「頭数要件」の導入を要望する
 - ー 具体的な水準としては、より多くの債権者の同意を得ることが、制度の利用促進、円滑で速やかな事業再構築に繋がるものと考えられることから、相応の高い水準（例：4分の3以上）が必要

2. 制度設計に対する意見（各論 3/4）

（一時停止）

- 法的な強制力を持たせるなど、対象債権者間の公平が保たれる仕組みが必要
- 対象債権や対象者（海外の債権者を含む）を明確にすべき

（裁判所の関与の在り方）

- 制度の公平性が確保されるよう、裁判所は、単に後見的な承認のみでなく、指定法人による再建計画案の妥当性の判断を補完するような役割も必要ではないか

（指定法人の関与の在り方）

- 制度としての公平性、透明性が確保されるよう、中立的な関与の仕組みが必要
- 多数決により権利変更が行われることを踏まえ、再建計画案の妥当性を厳格に審査し、モラルハザードの防止の観点から、経営者責任の明確化等にも関与する仕組みが必要

2. 制度設計に対する意見（各論 4/4）

（税法上の取扱い）

- 債権者が権利放棄を行う場合には、無税償却の扱いができるようにすることが必要

以 上